

ナチスが関与した戦争犯罪の種類とその内容、および戦後への展開

種類	目的やプロジェクトの名称	内容	その他の情報
虐殺	<ul style="list-style-type: none"> ・「最終解決」 ・情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・ユダヤ人・ロマ・ソ連兵虐殺・政治犯（強制収容所、捕虜収容所、奴隷労働キャンプ） ・尋問時における拷問、私財の略奪、人体実験や奴隷労働への流用（功利主義的利用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・非人称化仮説 ・アーレント『全体主義の起源』 ・ゴールドハーゲン論争
	<ul style="list-style-type: none"> ・アクツィオン T4 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害児、精神障害者への放置による餓死、薬殺死 	<ul style="list-style-type: none"> ・戦後精神医学会の謝罪等 ・戦後担当医師の自殺あるいは否認
人体実験	<ul style="list-style-type: none"> ・寒冷実験 ・急速減圧実験 ・塩水の飲用実験 ・感染罹患実験 ・ワクチンの効果判定 ・「劣等人種」への不妊化実験 ・向精神薬投与実験（幻覚剤・睡眠剤・精神安定剤・覚せい剤） ・双子実験 ・人骨収集のためだけのもの（アーネンエアベ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・人体実験の被験体は、強制収容所より計画的に調達でき、SS 将校でもあった医師や医学技術者は、被験体の調達には苦勞しなかった。死体の処理は、カボ（ユダヤ人労働者）が従事。 ・人体実験に直接関与した者の中には自殺したり死刑になったものが多い。上司は、関与しつつも戦後否認をつづけて、人材として米国の軍隊に雇用された者がいる。 ・米国の航空医学・宇宙医学に貢献 ・BC 兵器の米国での連続的な研究開発がつづく（C は米軍が接収し世界最大の備蓄国になる） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニュルベング裁判、継続裁判（特に医師裁判）で裁かれた。 ・人間を被験者にするときのニュルンベルグ・コードがこの審理の結果生まれる。 ・LSD は当初、自白剤として利用された（戦後 CIA が利用を検討した）。
奴隷労働	<ul style="list-style-type: none"> ・人造ゴム生産 ・軍需産業 ・地下ロケット生産工場 ・トンネル開削 	<ul style="list-style-type: none"> ・奴隷の人頭割の配当価格や賃金の経理などが定められるが、それらは収容所と労働現場間の契約で、労働中の事故、疾患や死亡などのコストは無計算。 ・奴隷の反乱を恐れて、トンネル開削などでは工具が支給されず素手で工事に携わる。 ・工場の現場での非人道的処遇を知っているのかかわらず、直接の関与を否認し、また軍事技術のエキスパートと交渉を通して罪を免れる科学者がいることが、特徴（罪の意識は希薄あるいは否認）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・戦後、死亡・疾患・労働補償などの裁判で、国が敗訴し支払う判例が多く出る。

池田光穂（2019）原図「ナチス医学関係者との戦争犯罪と戦後の科学研究の継続性と断続性」2019年2月18日